

## 社会福祉法人上越老人福祉協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上越老人福祉協会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1及び2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け別表の法人業務を行う場合、別表3の定める費用を弁償する。ただし、給与支給のある法人職員の場合は支給しない。  
2 交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき計算し、その実費相当額を別途支払うことができる。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎年6月末日及び12月末日の2回とする。ただし、その日が休日に当たるときは、支給日の前、直近のこれらの日以外の日に支給する。
- 2 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(慰労金)

第8条 評議員・監事が退任する場合は、次のように慰労金を贈る。

- (1) 在任期間が2年以下のとき。 10,000円

(2) 在任期間が2年を超える場合、2年を増すごとに5,000円を加え、30,000円を限度とする。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年7月1日より施行する。

別表1（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	支給額
評議員会への出席	30,000円/年
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円/回

別表2

（1）理事

	支給額
理事会等会議への出席（理事長）	1,200,000円/年
理事会等会議への出席（非常勤理事）	30,000円/年
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円/回

（2）監事

	支給額
監事監査等への出席	30,000円/年
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円/回

別表3（費用弁償）

	支給額
上越市内	3,000円
その他	実費相当額